

## 第1章 “ちよだ生物多様性推進プラン”策定の背景

### 1.1 私たちの暮らしを支える自然の恵み

地球上に存在するあらゆる生きものは、長い年月をかけて、食べたり食べられたり、お互いの生存に直接的・間接的に関わりながら自然の中でそれぞれの役割を持ち、一定のバランスで持続する“生態系<sup>1</sup>”を創りあげています。このような生態系を構成する様々な生きものの存在とつながりを「生物多様性」といいます。

生物多様性には、地域において森や池などの多様な生態系が存在すること、ひとつひとつの生態系には多くの生きものの種が存在すること、それぞれの種には地域に固有の遺伝子が存在するという3つのレベルがあります。

私たちの暮らしは、生存に欠かせない酸素や清浄な水をはじめとして、生態系から持続的に生み出される様々な自然の恵みに支えられて成り立っています。このような自然の恵みは、生態系から私たちの暮らしに提供されるサービスであるという考え方から、「生態系サービス」と呼ばれています。

現在、地球上では、野生生物の乱獲や生息地の破壊、人が持ち込んだ外来生物<sup>2</sup>、地球温暖化などの影響によって、本来いるはずの種がいられなくなり、生物の絶滅や減少がこれまでにない速さで急速に進んでいます。このような生物多様性の損失がこのまま続くと、生態系のバランスが大きく崩れ、暮らしを支える自然の恵みを持続的に得ることができなくなってしまいます。地球規模の視点に立って生物多様性の損失をくい止め、持続可能な社会を実現するための取組みは、全人類に課せられた急務となっています。

<sup>1</sup> 生態系：ある空間（地域）に生きるすべての生物とその基盤となる地形・土壤・水などからなる、ひとまとまりの自然の系（システム）のことです。生物は、食べたり食べられたり、あるいは互いの生存を助けながら複雑に関わり合い、それぞれの役割をもって生態系を構成しています。

<sup>2</sup> 外来生物：もともと自然状態では分布していなかった地域に、人間の様々な活動によって持ち込まれ定着した生物のことです。

## 1.2 だれもが関わりをもつ生物多様性

私たちの暮らしを支える生態系サービスは、自然の中で再生産されるものですが、それは無限に得られるものではありません。生態系がもつ再生の力を損なうことなく、生態系サービスを持続的に得るために、私たには、様々な立場・場面で生物多様性との関わりを意識して行動することが求められます。

農業・林業などの生産活動では、自然から木材や食料を得ている一方、森林の伐採、水産生物の捕獲、農地の開拓、農薬の使用などを通して、生態系に影響を与えます。



事業者は、様々な製品やサービスの提供において、原材料の調達や製造・流通、事業所建設などの過程で様々な自然資源を利用し、その結果生じる土地の改変や二酸化炭素・廃棄物の排出などが生態系に影響を与えます。また、こうした事業活動への投融資などを通して、間接的に生物多様性に関わることになります。



消費者は、食材・製品・サービスの選択などを通じて、生物多様性と日常的に関わりをもっています。また、消費者の生物多様性への意識が、生物多様性に配慮した企業活動などを促進することにもつながります。



このように、私たちの社会経済活動は、様々ななかたちで生物多様性と深く関わっています。生物多様性に配慮し、持続可能な社会経済へと変えていくためには、地球規模から身近な生活レベルまで、だれもが生物多様性の保全と持続可能な利用を意識して行動すること“生物多様性の主流化”がとても大切です。

## 1.3 国内外の動向

### (1) 生物多様性条約と国家戦略

1992年の国連環境開発会議（地球サミット）において、「生物の多様性の保全<sup>3</sup>」、「その構成要素の持続可能な利用」、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を目的とした「生物の多様性に関する条約」（生物多様性条約）が採択されました。

日本は1993年に「生物多様性条約」を締結し、条約に基づいて、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国的基本計画である「生物多様性国家戦略」を策定し、その後3回の見直しを行っています。

### (2) 生物多様性基本法と生物多様性戦略

2008年には、「豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢<sup>4</sup>を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与すること（第1条抜粋）」を目的として、生物多様性基本法が施行されました。

2010年、生物多様性基本法に基づき「生物多様性国家戦略2010」が策定され、国内の生物多様性の保全と持続可能な利用について、基本原則や各主体の責務、国の基本的施策などが定められました。

さらに2012年9月には、新しい生物多様性国家戦略が閣議決定されました。

新しい国家戦略では、次のような目標が設定されているとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が、国、地方自治体、事業者、NPO/NGO、国民などの様々な主体に広く認識され、それぞれの行動に反映させる「生物多様性の主流化」を戦略の柱の一つとして重点的に位置付けています。

#### ●長期目標（2050年）

生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

#### ●短期目標（2020年）

生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

<sup>3</sup> 保全：保護して安全な状態にすることです。特に自然環境に関しては、「保護」は一切の人の影響を取り除いて守る意味として使われることが多いのに対し、「保全」は必要に応じて人が手を加えながらより良い状態として維持することをも含めて使われます。

<sup>4</sup> 恵沢：恩恵、恵みのことです。

このほか地方公共団体については、生物多様性基本法によって、「生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない（第13条）」と規定されています。

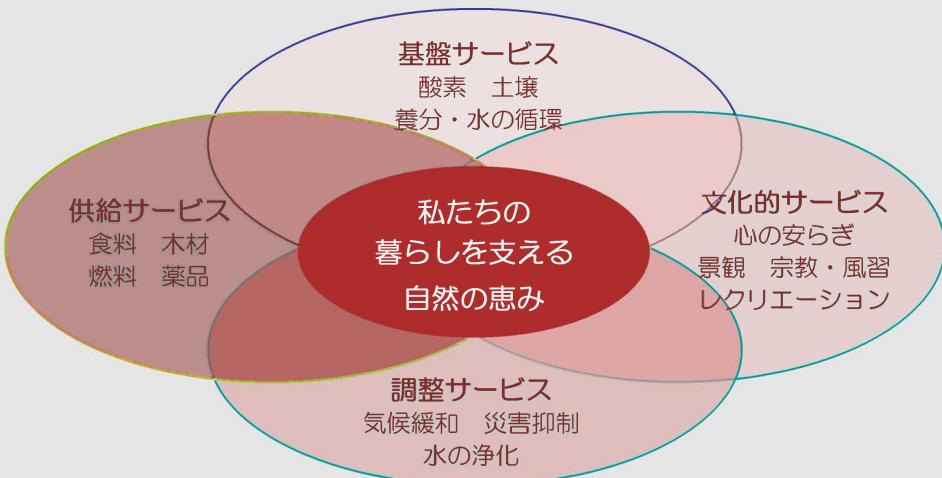
このような国の計画と法律に基づき、千代田区では、区内外の生物多様性の保全とともに、だれもが生物多様性を理解し意識しながら行動する社会の実現をめざし、そのための取組みの第一歩として千代田区の生物多様性地域戦略「ちよだ生物多様性推進プラン」（以下、「推進プラン」という。）を策定することとしました。



### 生態系サービスと私たちの暮らし

生態系から生み出される自然の恵み「生態系サービス」には、酸素や土壌をつくり、養分や水を循環させる“基盤サービス”、食料や木材、燃料、薬品など、私たちの生活に重要な資源を供給する“供給サービス”、森林があることによって気候が緩和され、洪水が起きたときにくくなり、水が浄化されるといった“調整サービス”があります。

さらには、心の安らぎ、景観の美しさ、宗教や風習、レクリエーションの機会なども、自然があることによって得られる恵み、“文化的サービス”として捉えることができます。



## 1.4 千代田区で生物多様性の保全に取り組む意義

### (1) 守り育てる身近な自然

江戸時代、江戸城下の市民生活を支えたのは、背後に続く平野や江戸前に広がる海の豊かな生態系でした。時代が移った現代、急速に都市化の進んだ東京都心では、都市生活の便利さと引き替えに身近な自然は減少し、自然の恵みを実感できる機会がほとんど失われてしまいました。

千代田区には、皇居<sup>5</sup> の豊かな自然を中心とした生態系が存在します。しかし、そのほかの区内にわずかに残された生きものの生息拠点は孤立し、水辺の生きものは外来生物によってその生息が脅かされているなど、その状況は決して看過できない状態です。このまま何もしなければ、千代田区の自然環境はますます乏しくなってしまうでしょう。

身近な自然の減少をくい止め、育てることは、地域の生物多様性を考えるうえで最も大切な行動と言えます。

### (2) 生物多様性を意識した行動

千代田区には国の行政機関の中核や日本を代表する大企業などが集中し、そこでは、政策決定・推進や、調達する資材・エネルギーの選択、土地の開発・利用などの様々な場面で、国内外に及ぼす環境負荷の程度を大きく左右する活動が行われています。さらに、そこで働く人びとや、区内に多くある大学など教育機関での就学者を含めた昼間の人口は約 82 万人<sup>6</sup> にのぼり、約 5 万人<sup>7</sup> の居住者人口を大きく上回ります。区内での社会経済活動に必要な、交通や冷暖房・照明などに使用するエネルギー、食材、水などの供給は、区外に依存し、同時に CO<sub>2</sub> 排出や廃棄物処理などの環境負荷を周辺地域に与えています。

このような自然的・社会的特徴を踏まえ、千代田区では、住み、働き、学ぶ区民一人ひとりが生物多様性の視点に立って社会経済活動や消費行動を行うことを通じて、地球規模での自然の恵みを将来にわたって受け継いでいくことが求められています。そのため、皆が身近なところから自然の大切さを考え、生物多様性について互いに理解と協力を深め合いながら具体的に行動していくことが必要です。

<sup>5</sup> 皇居：本書では、皇居にある吹上御苑、西地区、宮殿地区、皇居東御苑を指します。

<sup>6</sup> 約 82 万人：平成 22 年国勢調査による。昼間人口とは、居住者から区外への通勤・通学者を差し引いた人口に、区外からの通勤・通学者を加えた人口のこと。

<sup>7</sup> 約 5 万人：住民基本台帳統計資料（平成 24 年 9 月現在）による。

### (3) 自然と調和した都市の持続的発展

都市は日々変化し、成長するものです。その変化が都市の活力であり発展していく姿といえます。千代田区は、江戸開府から400年以上、日本の政治・経済・文化・情報の中心地として、常に変化し成長を続けてきました。今後もその役割を担うことが求められていますが、その成長の過程においては、古いものと新しいもの、すなわち、保全と成長を調和させたまちづくりを進めなければなりません。

先人のまちへの思いを大切にしながら、都市として常に更新や変化を続けていくことが、千代田区の歴史や伝統を将来の世代に継承していくことにつながっていくのです。

豊かな自然の宝庫である皇居が中心に位置し、日本社会の中心として牽引役が求められる千代田区だからこそ、生物多様性を大切にした、自然と調和した都心のまちづくりを進めることが求められているのです。



#### 全ての生きものを守らなければならない？

生きものは長い時間かけてその場所に適応し、命をつないできました。生物多様性の保全では、本来の場所に、本来の生きものがいられるように配慮することが、生きものとの基本的な向き合い方として大切です。

千代田区には、皇居を中心に昔から命をつないできた生きものや、わずかずつではありますが、都市の自然の回復にともなって戻ってきた生きものが生育・生息しています。そのような地域本来の生きものを守り育むことが、身近な自然、地域の生物多様性の向上につながります。

その一方で、都市には、ゴキブリやドブネズミなど、人の生活や人が創り出した環境に依存して、本来の生息環境とは異なる場所に棲みつき、数が増えた生きものや、外来生物のように、もともとその地域にはいない、人為的に持ち込まれた生きものがあります。これらの生きものは、地域の本来の生態系にはもともと存在しないものであり、私たちの生活環境への影響をはじめ、生物多様性の損失につながる要因ともなります。そのため、必要に応じて駆除を行うなど、適切な対策をとることが必要です。



## 生物多様性保全の取組みが地域にもたらす恵み

### ◆快適な生活環境

創出された都市の緑は、鳥や昆虫など身近な生きものの新たな生息の場となるほか、ヒートアイランド現象、日差しの照り返しやビル風の抑制といった都市気候の緩和、また新緑や紅葉など四季の移ろいを感じさせる景観などをもたらします。

### ◆心身ともに豊かな成長

生きものは昔も今も子どもたちの心身の成長に大きな影響を与えています。子どもたちは、生きものや自然に親しみながら様々な遊びを考え出し、新しい発見を体験しながら、命の尊さや自ら考え工夫する力、手先や体の使い方などを身につけます。

また、春の芽吹き、夏の蝉の声、秋の実り、冬の静けさなど様々な自然の営みを身近に体験することで、四季の移ろいに趣を覚え楽しむ心を育むことができます。

### ◆人びとの活発な交流

人と人のつながりは、同じ場面、体験を共有しあうことで深まります。人びとが公園や街路樹の草木にふれ、生きものや季節の移ろいに目を向けることで、地域共通の話題や交流が生まれ、地域風土への愛着を深めることができます。

また、ビオトープ<sup>8</sup> や菜園、緑地での活動は様々な人びとの交流を生み、新たなコミュニケーションの形成につながります。

### ◆魅力ある都心のまちづくり

自然と人が調和したまちづくりは、まとまりのある街なかに、生きものにとっても人にとっても快適な空間を生み出します。都心にあって、その貴重な空間は、新たなまちの魅力となり多くの人びとの心を惹きつけ、地域全体の活性化につながります。

<sup>8</sup> ビオトープ：ギリシャ語のビオス(Bios：生物)とトポス(Topos：場所)を合成したドイツ語で、「生物の生息する空間」と説明されるのが一般的です。何らかの生きものが生息・生育しうるあらゆる空間を言い表す用語です。最近では、トンボ池など人が創出した場所を指して「ビオトープ」と呼び、子どもの体験教育の場などとして活用しているところが増えています。